

# 光市休日診療所運営協議会

日 時 令和元年7月25日(木)  
13時15分～  
場 所 光市総合福祉センター  
あいぱーく光 いきいきホール

## 開 会

- 1 市長あいさつ
- 2 委員自己紹介
- 3 会長あいさつ
- 4 議 題

### (1) 光市休日診療所運営状況について

ア 平成30年度利用状況について

イ 令和元年度運営体制及び4月～6月分利用状況について

### (2) その他

平成30年救急出動状況(光地区消防組合資料)

# 光市休日診療所運営協議会委員名簿

(令和元年度)

役 職 名	氏 名
光市医師会会長	竹 中 博 昭
光市医師会副会長	廣 田 修
光市医師会理事（救急医療）	前 田 一 彦
山口県薬剤師会光支部長	熊 野 栄 治
山口県薬剤師会光支部（休日診療所担当理事）	大 森 智 子
光市老人クラブ連合会会長	柳 通 江
周南健康福祉センター所長	恵 上 博 文
光市副市長	森 重 正 一
光地区消防組合消防本部消防長	赤 星 公 一
光市病院局管理部長	西 村 徹 雄
光市福祉保健部長	都 野 悦 弘

(順不同)

## 事務局

所 属	氏 名
健康増進課長	柏 木 裕 美
〃 保健指導担当課長兼健康増進係長	田 中 満 喜
〃 庶務係長	林 加 代 子
〃 庶務係	藤 井 友 子

## 光市休日診療所の概要

### 設置について

休日等における急病患者に対し、応急的な診療を行うため診療所を設置する。

### 施設について

#### 1 開設場所

光市光井二丁目2番1号

#### 2 建物の構造

鉄骨鉄筋コンクリート造り 1階建て

#### 3 建築面積

177.47㎡

#### 4 施設

事務室、診察室2（内科1、外科1）、レントゲン室、医師控室

#### 5 主要医療機器

レントゲン撮影装置、レントゲン画像読取装置、心電計、自動血球計数装置、高圧蒸気滅菌機、自動分割分包機、電子天秤、救急ワゴン車、卓上吸引器、酸素吸入器、自動体外式除細動器、眼科診察用機器（スリットランプ、電動光学台）〔医師会から寄贈〕、耳鼻咽喉科診察用機器（回診用ユニット、診察用器具）〔医師会から寄贈〕

### 運営体制について

#### 1 診療科目

内科、外科

#### 2 診療日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日、8月14日、同月15日、及び12月31日

#### 3 診療時間

午前9時から午後5時まで

#### 4 運営体制

医師 2名（光市医師会に委託）

薬剤師 1名（山口県薬剤師会光支部に委託）

看護師 2名（市が依頼）

事務員 1名（専門会社に委託）

### ホームページについて

光市 <http://www.city.hikari.lg.jp/kenkou/kyujitsushinryousho.html>

光市医師会

<http://www.yamaguchi.med.or.jp/users/hikarishi/isikaihp/kyuujitsu/kyuujitsu2011.htm>

## 平成30年度休日診療所決算

(単位：円)

歳入区分	金額			備考
	30年度(a)	29年度(b)	増減額(a)-(b)	
診療報酬	<b>25,925,600</b>	26,655,145	△ 729,545	
患者負担金	<b>5,150,690</b>	5,696,550	△ 545,860	4～3月分
社会保険	<b>13,839,010</b>	13,798,129	40,881	2～1月分※
国民健康保険	<b>6,935,900</b>	7,160,466	△ 224,566	2～1月分※
診断書等手数料	<b>29,160</b>	33,480	△ 4,320	4～3月分
雑入	<b>760</b>	180	580	公衆電話代
歳入合計	<b>25,955,520</b>	26,688,805	△ 733,285	

※社会保険及び国民健康保険の診療報酬は審査支払機関で審査するため、診療月の翌々月の歳入となる。

歳出区分	金額			備考
	30年度(a)	29年度(b)	増減額(a)-(b)	
報酬	<b>35,700</b>	30,600	5,100	運営協議会委員
報償費	<b>2,334,053</b>	2,262,586	71,467	看護師
需用費	<b>2,910,041</b>	3,141,620	△ 231,579	
消耗品費	<b>126,732</b>	78,813	47,919	
燃料費	<b>18,790</b>	19,020	△ 230	ガス代
印刷製本費	<b>19,764</b>	48,060	△ 28,296	
修繕料	<b>21,600</b>	0	21,600	(H30)心電計修理
医薬材料費	<b>2,723,155</b>	2,995,727	△ 272,572	
役務費	<b>207,534</b>	218,090	△ 10,556	
手数料	<b>130,194</b>	140,750	△ 10,556	クリーニング代
賠償責任保険料	<b>77,340</b>	77,340	0	
委託料	<b>20,759,008</b>	20,275,120	483,888	
	<b>14,646,400</b>	14,280,240	366,160	医師会
	<b>2,998,320</b>	2,869,360	128,960	薬剤師会
	<b>2,570,400</b>	2,570,400	0	受付・請求事務
	<b>44,928</b>	56,160	△ 11,232	医療廃棄物処理
	<b>498,960</b>	498,960	0	その他(機器保守等)
使用料及び賃借料	<b>107,637</b>	106,259	1,378	
使用料	<b>25,320</b>	25,320	0	NHK受信料
借上料	<b>82,317</b>	80,939	1,378	複写機、AED等
備品購入費	<b>0</b>	36,936	△ 36,936	(H29)冷蔵庫
歳出合計	<b>26,353,973</b>	26,071,211	282,762	
歳入－歳出	<b>△ 398,453</b>	617,594	△ 1,016,047	

光熱水費(上下水道・電気)については、光市総合福祉センターのため計上なし。

参考	28年度	27年度	26年度
歳入	25,347,498	21,635,953	27,128,158
歳出	25,326,642	25,320,464	30,472,463
歳入－歳出	20,856	△ 3,684,511	△ 3,344,305

【光市休日診療所利用状況】

単位：人

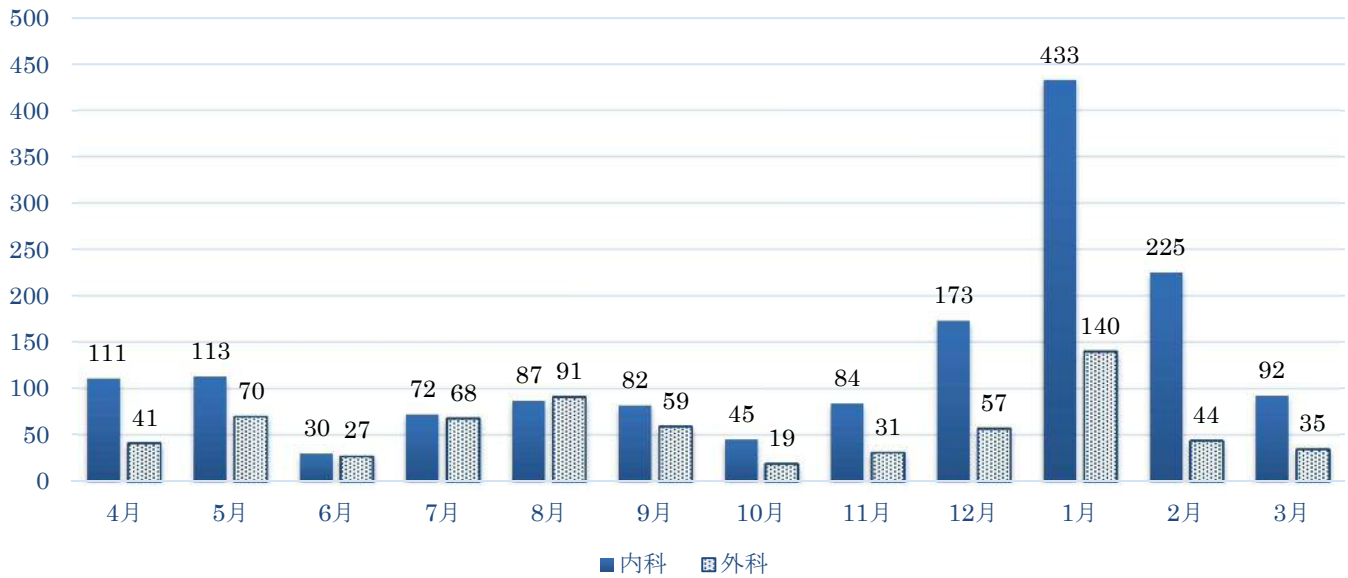
年 度	患者 総数	診療区分別患者数		年齢別患者数				二次 搬送	開所 日数	1日 平均
		内科系	外科系	0～6歳	7～15歳	16～69歳	70歳～			
26	2,431	1,618	813	440	417	1,236	338	47	72	34
		66.6%	33.4%	18.1%	17.2%	50.8%	13.9%	1.9%		
27	2,191	1,523	668	399	324	1,114	354	30	72	30
		66.6%	33.4%	18.2%	14.8%	50.8%	16.2%	1.4%		
28	2,252	1,573	679	420	347	1,168	317	30	71	32
		69.8%	30.2%	18.6%	15.4%	51.9%	14.1%	1.3%		
29	2,478	1,697	781	407	395	1,299	377	22	72	34
		68.5%	31.5%	16.4%	16.0%	52.4%	15.2%	0.9%		
30	2,229	1547	682	367	320	1175	367	36	74	30
		69.4%	30.6%	16.5%	14.3%	52.7%	16.5%	1.6%		

【周南地域救急医療利用状況】

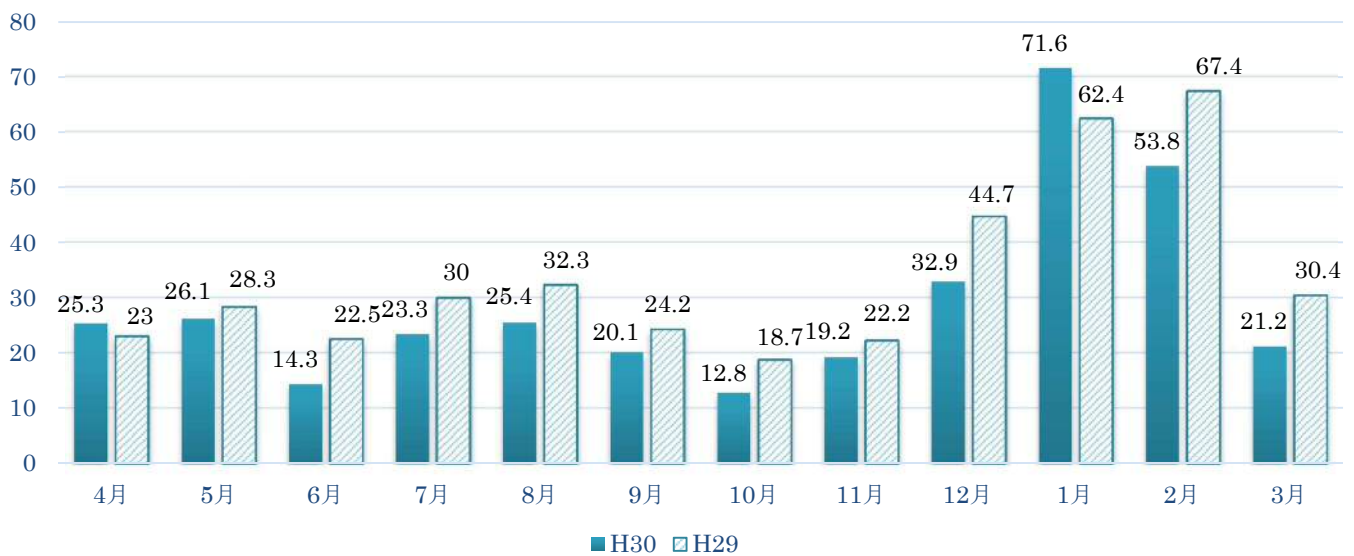
項目	平成30年度利用状況	令和元年度実施計画		協力機関	摘要
〔二次救急〕 ・休日 ・夜間	開所日数 73日 総患者数 1,023人 光市の患者数 149人 開所日数 365日 総患者数 6,486人 光市の患者数 618人	77日 366日	日・祝・盆・年末年始(8～18時) 毎日夜間(18時～翌朝8時)	周南 3医師会 救急指定 医療機関	周南3市で周南地域救急医療対策協議会を設置し、休日は救急指定5医療機関、夜間は3医療機関の病院群輪番制で実施。
〔小児救急〕 〈一次救急〉 周南こどもQQ ・休日 ・夜間 〈二次救急〉 ・休日 ・夜間	開所日数 72日 総患者数 3,286人 光市の患者数 297人 開所日数 365日 総患者数 3,667人 光市の患者数 420人 開所日数 73日 総患者数 48人 光市の患者数 5人 開所日数 365日 総患者数 869人 光市の患者数 127人	74日 366日	日・祝・盆・年末年始(9～17時、19～22時) 毎日夜間(19～22時) 日・祝・年末年始(8～18時) 毎日夜間(18時～翌朝8時)	周南 3医師会	周南3市の小児科医師が協力し、徳山中央病院において休日・夜間の小児初期救急医療を実施。  徳山中央病院を小児救急医療拠点病院として小児救急医療対策事業を実施。

## 平成30年度光市休日診療所利用状況

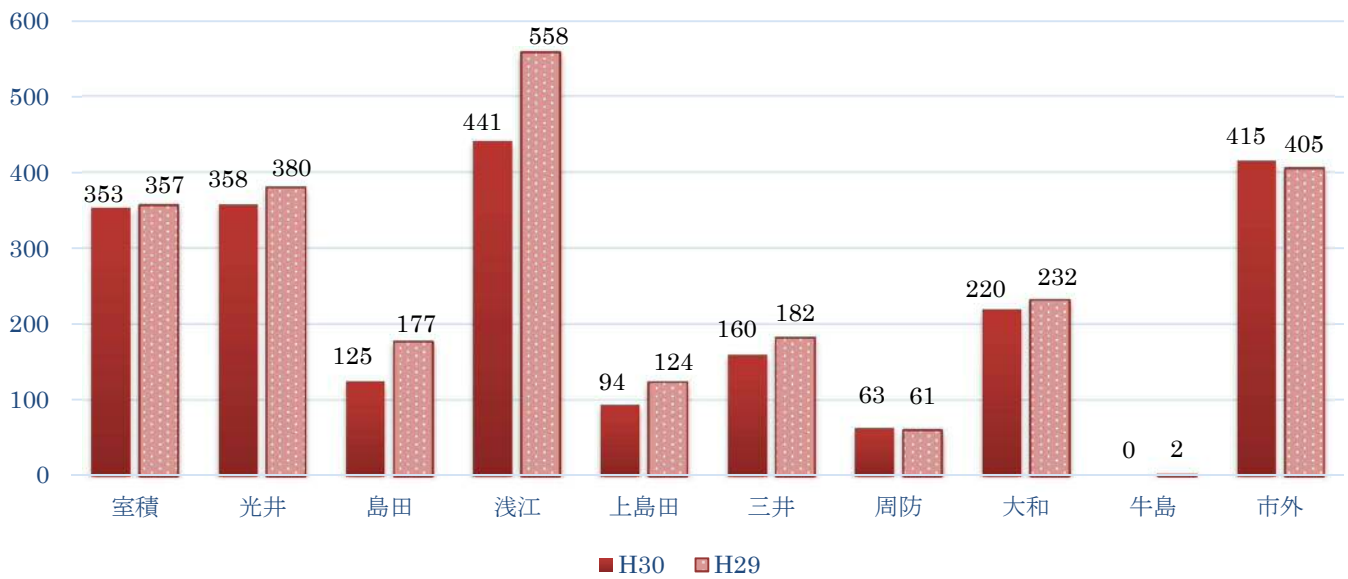
### 診療科目別患者数（単位：人）



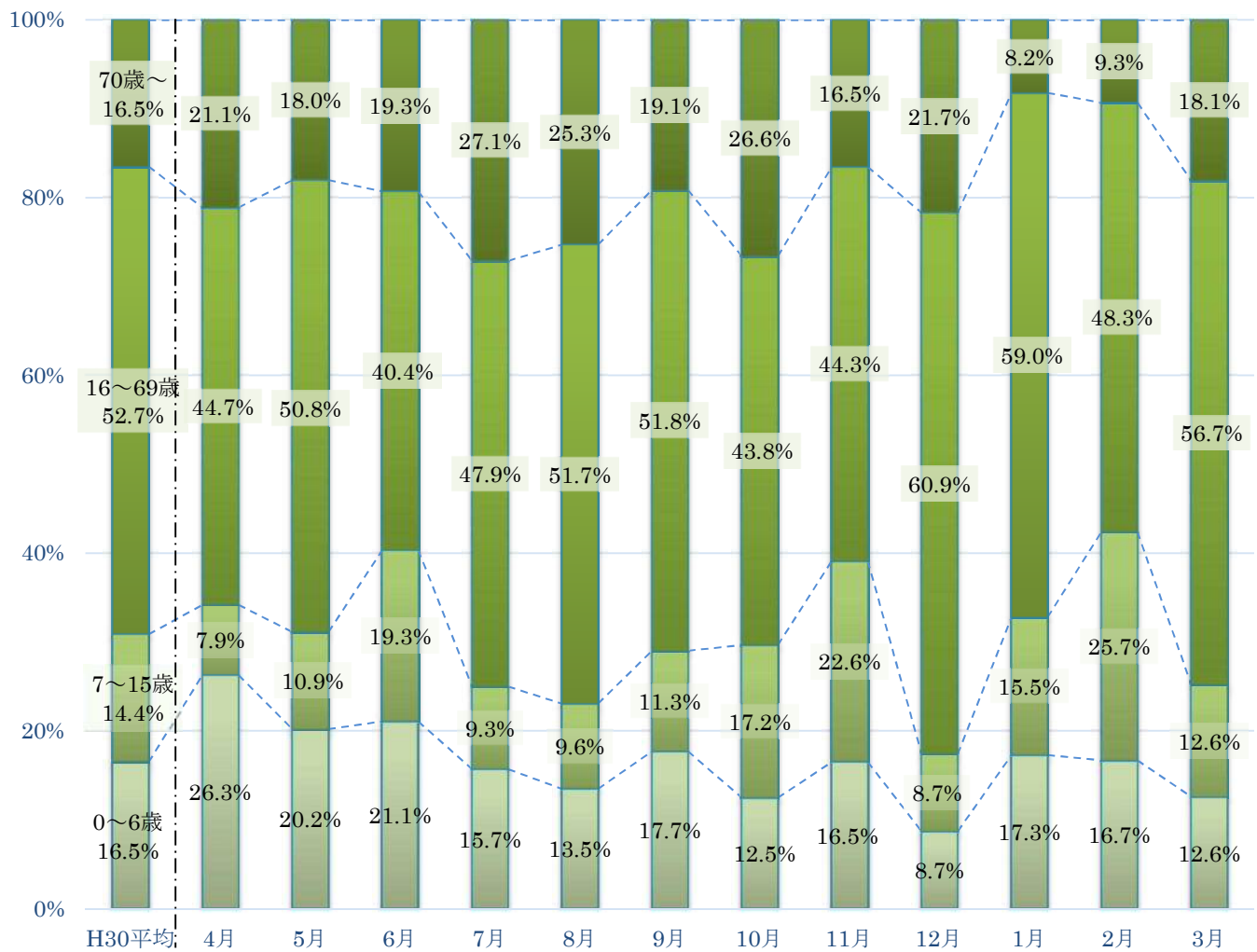
### 1日あたりの患者数（単位：人）



### 地区別患者数（単位：人）



### 月別患者年齢割合

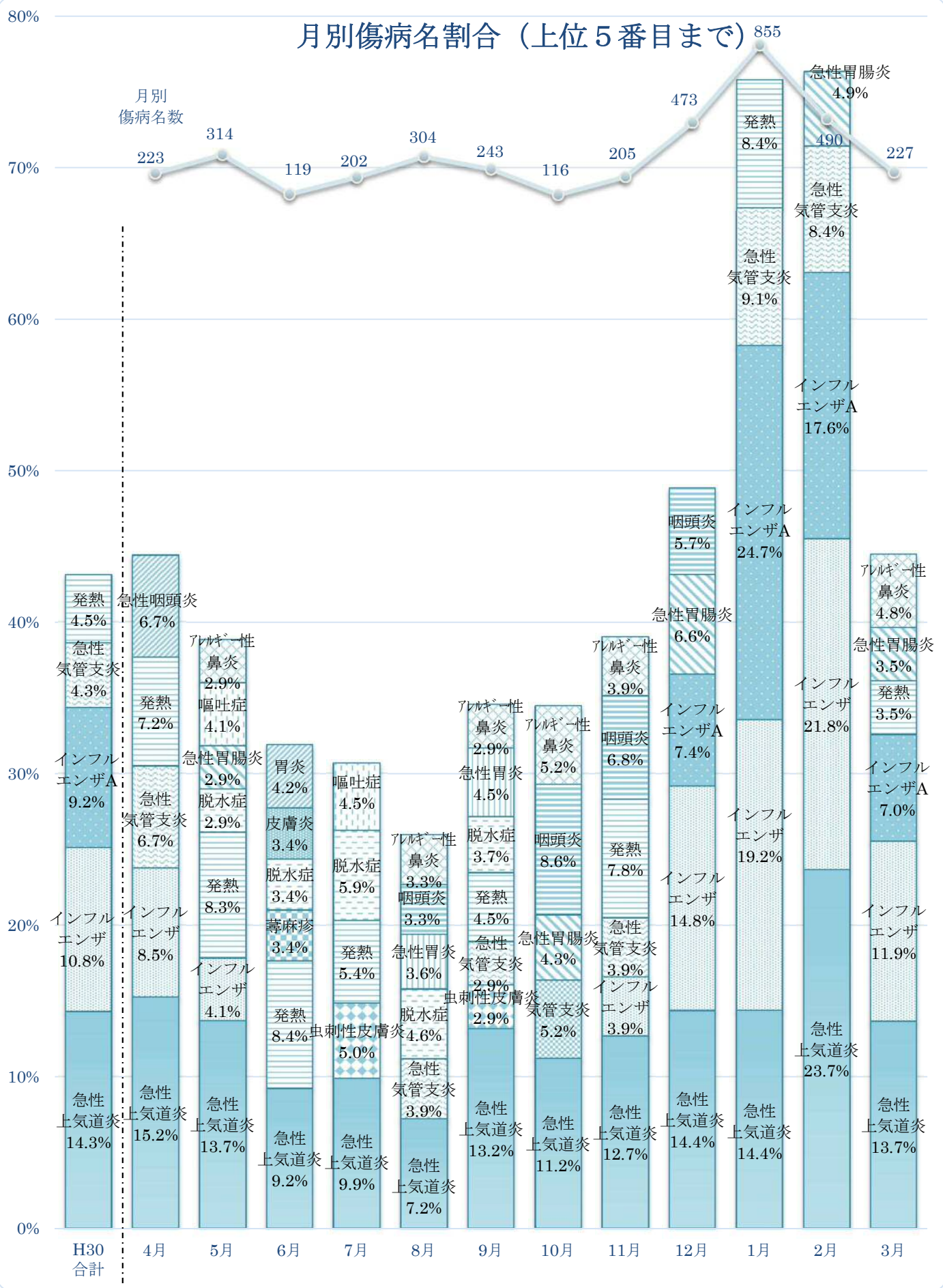


休日診療所状況一覧

月日	診療日数	診療人数			性別		年齢別				来院救急車	二次搬送	患者住所区分										市外別掲		
		内科	外科	計	男	女	小児(15歳以下)		70歳以上	一般年齢			室積	光井	島田	三井	上島田	周防	浅江	大和	牛島	市外	下松	周南	
							6歳以下	6歳以下																	
H30.4.1	日	15	4	19	6	13	2		6	11			2	4		2	1	7			1		1		
H30.4.8	日	15	6	21	8	13	7	5		2	12		5	5	2	3	2	2	2						
H30.4.15	日	16	4	20	13	7	7	7	2	1	5	6	3	5	1	1	1	4	2		3				
H30.4.22	日	21	6	27	13	14	11	10	1	1	3	12	4	5	2	2	2	6	3		3				
H30.4.29	祝	30	9	39	23	16	9	6	3	1	10	17	1	9	2	1	7	4	8	5	3		1		
H30.4.30	祝	14	12	26	10	16	9	8	1	1	6	10	1	3	4	1	2	1	1	5	4	5	1		
4月計	6	111	41	152	73	79	45	36	7	4	32	68	2	26	25	7	17	6	8	32	16	15	1	2	
H30.5.3	祝	15	6	21	10	11	1	1	2	1	3	15	1	4	3	2	1	3	1	3	4	2			
H30.5.4	祝	22	21	43	24	19			7	1	12	24		5	7	3	2	1	1	5	6	13	1	5	
H30.5.5	祝	25	14	39	23	16	18	17	1	1	5	15	1	4	6	4	2	1	2	4	3	13		3	
H30.5.6	日	15	7	22	12	10	1		1	1	7	13	1	3	3		3	2	3	3	1	4	3		
H30.5.13	日	12	4	16	8	8	2	2	1	1	4	9	1	2	1	2	2			2	1	6			
H30.5.20	日	7	12	19	10	9	2		6	5	1	10	2	3	6	2	1			1	2	4	1	3	
H30.5.27	日	17	6	23	12	11	14	7	1	1	1	7		4	4	2	1	1		5		6			
5月計	7	113	70	183	99	84	38	27	19	10	33	93	1	6	25	30	15	12	8	6	21	16	50	7	11
H30.6.3	日	6	4	10	4	6	4		2	1	2	2		1	2	2	1			2	2				
H30.6.10	日	6	11	17	9	8			6	4	3	8		4	4		1	1		3	1		3	1	
H30.6.17	日	8	7	15	5	10			3	2	4	8	1	5	3					2	2		3	1	
H30.6.24	日	10	5	15	6	9	6	5	2		2	5		2	2	1	4	1		2		3	1	2	
6月計	4	30	27	57	24	33	10	5	13	7	11	23	1	12	11	3	6	2		9	5	9	1	2	
H30.7.1	日	4	5	9	4	5			1		5	3		3	1		1			1	1		2	1	
H30.7.8	日	10	8	18	8	10	8	7	1	1	3	6		5	2	1	1	2		3	3	1			
H30.7.15	日	15	11	26	16	10	3	1	2		6	15	1	4	5		2	1	1	5	2	6			
H30.7.16	祝	18	17	35	18	17	1		4	2	7	23	1	6	5	2	2	1	1	7	4	7		1	
H30.7.22	日	13	18	31	14	17	9	9	3	1	8	11	4	9	6		3			6	3	4		1	
H30.7.29	日	12	9	21	10	11			3	1	9	9		2	2	1	3	2	2	4	4	1			
7月計	6	72	68	140	70	70	21	17	14	5	38	67	6	29	21	4	11	7	4	26	17	21	1	2	
H30.8.5	日	11	5	16	8	8	3	1	3		2	8		1	2	2		1		5		5	1	2	
H30.8.11	祝	24	17	41	13	28	6	5			15	20	1	6	10		5	1	1	4	3	11		2	
H30.8.12	日	22	19	41	17	24	4	3	8	4	9	20		6	4	2	2	3		6	1	17		4	
H30.8.14	盆	5	14	19	12	7			4	2	4	11		1	3		1		1	2	1	10		1	
H30.8.15	盆	11	3	14	5	9					4	10		4	5		1				1	3		1	
H30.8.19	日	7	20	27	13	14	2	2	9	5	3	13		4	5	3	1	2		5	1	6	3	1	
H30.8.26	日	7	13	20	10	10	1	1	1	1	8	10		7	1	1	3		2	3	2	1	1	1	
8月計	7	87	91	178	78	100	16	12	25	12	45	92	1	29	30	8	13	7	4	25	9	53	5	11	
H30.9.2	日	11	2	13	7	6	3	2			3	7		4	3	1	1			2	1	1			
H30.9.9	日	6	6	12	6	6			1		2	9		6	2	1		1		3	3	2		2	
H30.9.16	日	17	18	35	13	22	10	8	4	1	7	14	4	6	6	1	1			7	7	7	2	1	
H30.9.17	祝	12	11	23	14	9	3	2	1		7	12	2	6	1		1	1	1	6	5	2		1	
H30.9.23	日	18	7	25	11	14	10	8	3	3	1	11	1	3	5		3	2		2	3	7	3	2	
H30.9.24	祝	11	8	19	11	8			2		5	12		5	3		1			5	1	4		2	
H30.9.30	日	7	7	14	5	9	3		1	1	2	8	1	3	1	1				5	1	3		1	
9月計	7	82	59	141	67	74	29	20	12	5	27	73	8	27	21	4	7	4	1	30	21	26	5	9	
H30.10.7	日	15	2	17	8	9	3	1			6	8		5	4		1	2		4		1			
H30.10.8	祝	12	8	20	8	12	2		3	1	5	10		4	3	3	2	3	1	2	1	1	1	1	
H30.10.14	日	3	3	6	1	5			1		3	2		3	1		1	1		1	1	1	1	1	
H30.10.21	日	7	4	11	6	5	6	3			5	5		3		1	1	1		2	3	1			
H30.10.28	日	8	2	10	4	6	4	3			3	3			2		2	1		2	3				
10月計	5	45	19	64	27	37	15	7	4	1	17	28		12	10	3	7	8	1	11	8	4	2		
H30.11.3	祝	20	6	26	11	15	10	5	1	1	7	8		1	2	1	2	2		10	3	5	1	1	
H30.11.4	日	14	6	20	11	9	5		2	1	2	11		4	5	1	1			2	1	6	1	2	
H30.11.11	日	8	3	11	4	7			1		3	7	1	4	3				1	2	1				
H30.11.18	日	13	4	17	9	8	5	1			2	10		4	1	2		2	2	4		2			
H30.11.23	祝	18	6	24	17	7	12	8	3		1	8		3	3	1	1	1	2	6	4	3		2	
H30.11.25	日	11	6	17	11	6	3	1	3	2	4	7		1	2		2		2	5	2	3		1	
11月計	6	84	31	115	63	52	35	15	10	4	19	51	2	17	16	5	6	5	7	29	11	19	2	6	
H30.12.2	日	13	5	18	6	12			1	1	4	13	1	2	2		1	1		7	1	4		3	
H30.12.9	日	13	7	20	10	10	4	2			10	6	2	4	2	1		2	1	7	2	1		1	
H30.12.16	日	10	6	16	9	7	1		2	1	5	8	1		1	3	1			4	3	4			
H30.12.23	日	24	6	30	15	15	5		1		6	18		5	7		2	3		6	2	5			
H30.12.24	祝	8	12	20	6	14			2		7	11		3	5		1		1	4	3	3		1	
H30.12.30	日	43	10	53	21	32	17	12	1	1	8	27	1	7	10	4	3	1	4	5	3	16		4	
H30.12.31	年末	62	11	73	39	34	6	3			10	57		13	15	4	2	5	1	8	7	18	2	3	
12月計	7	173	57	230	106	124	33	17	7	3	50	140	5	34	42	12	10	12	7	41	21	51	2	12	
H31.1.1	祝	45	15	60	33	27	11	6	4	4	5														

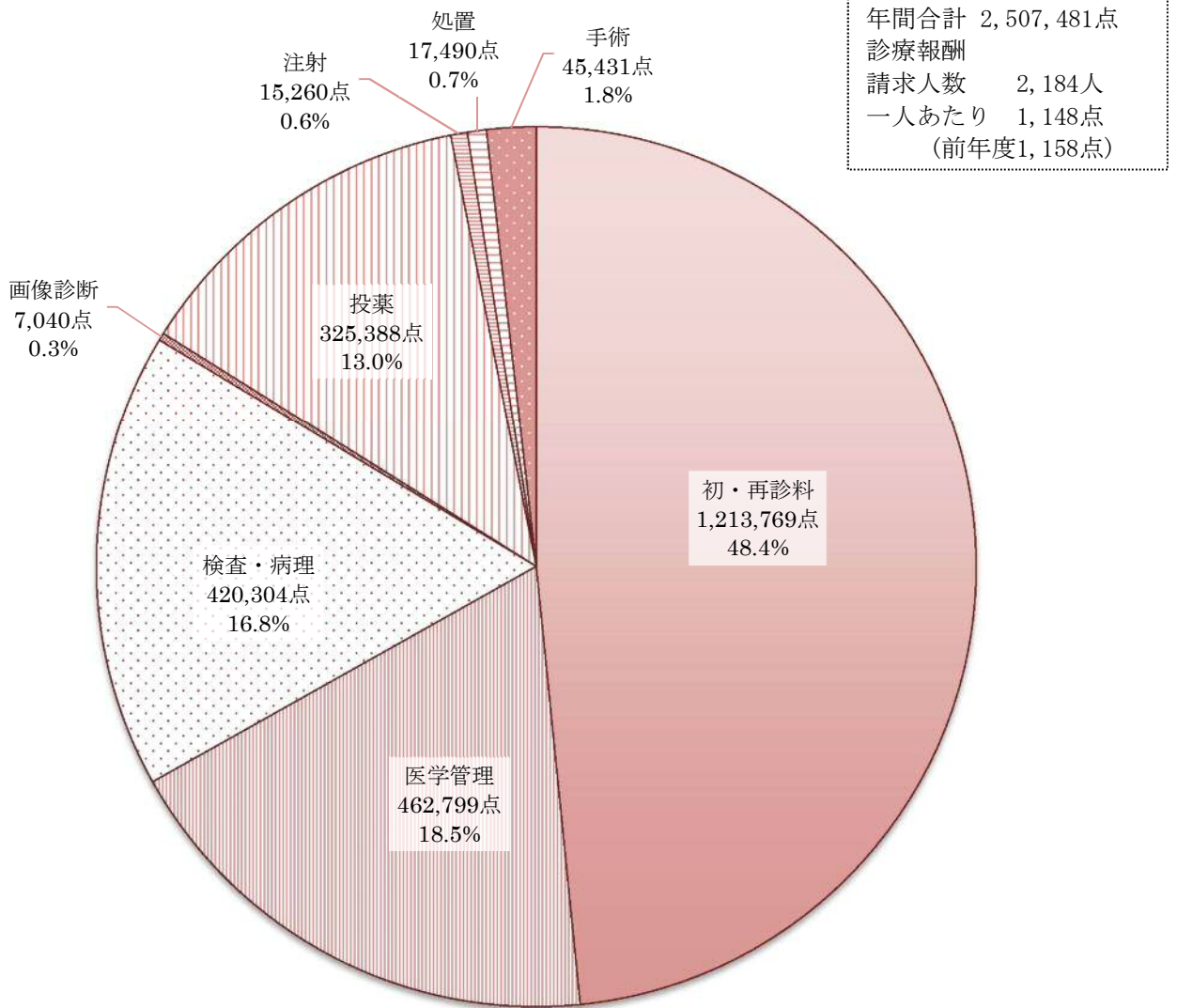


# 月別傷病名割合（上位5番目まで）



(診療報酬明細書から作成)

## 平成30年度(4月～3月)診療報酬種類別点数内訳



(診療報酬明細書から作成)

※4月～3月分のため、平成30年度休日診療所決算歳入の診療報酬金額とは一致しません。

# 令和元年度光市休日診療所運営について

休日及び祝日等の一次救急を担う診療所として、医師会、薬剤師会、その他の関係団体等との連携のもと、昨年度と同様の体制で、市民の「安心」のための運営に努める。

また、様々な感染症等の流行に対しても、国・県の動向、患者の増加状況、また、医薬品・診療材料等の流通状況等を注視するとともに、各関係団体との連携を強化し、診療に支障が出ないよう適切な運営に努める。

## 1 診療日及び診療科目

診療日数 77日、診療科目 内科系・外科系

令和元年6月30日現在

月	日	診療科目		月	日	診療科目		
4	7 (日)	内科	外科	10	6 (日)	内科 (小児科)	外科	
	14 (日)	内科	外科		13 (日)	内科	眼科	
	21 (日)	内科	外科		14 (祝)	内科	皮膚科	
	28 (日)	内科 (小児科)	外科		20 (日)	内科	外科	
	29 (祝)	内科	耳鼻科		22 (祝)	内科	外科	
	30 (祝)	内科 (小児科)	皮膚科		27 (日)	内科	耳鼻科	
5	1 (祝)	内科	外科	11	3 (日)	内科	外科	
	2 (祝)	内科	眼科		4 (祝)	内科	外科	
	3 (祝)	内科	皮膚科		10 (日)	内科	外科	
	4 (祝)	内科	外科		17 (日)	内科	眼科	
	5 (祝)	内科	眼科		23 (祝)	内科 (小児科)	外科	
	6 (祝)	内科	耳鼻科		24 (日)	内科 (小児科)	外科	
	12 (日)	内科	外科		12	1 (日)	内科	皮膚科
	19 (日)	内科	外科			8 (日)	内科	耳鼻科
26 (日)	内科 (小児科)	外科	15 (日)	内科		外科		
6	2 (日)	内科 (小児科)	皮膚科	1	22 (日)	内科 (小児科)	外科	
	9 (日)	内科	外科		29 (日)	内科	皮膚科	
	16 (日)	内科	耳鼻科		31 (年末)	内科	外科	
	23 (日)	内科	外科		1 (祝)	内科	外科	
	30 (日)	内科	外科		2 (年始)	内科	外科	
7	7 (日)	内科	外科	2	3 (年始)	内科	外科	
	14 (日)	内科	外科		5 (日)	内科	外科	
	15 (祝)	内科	眼科		12 (日)	内科 (小児科)	眼科	
	21 (日)	内科	外科		13 (祝)	内科 (小児科)	耳鼻科	
	28 (日)	内科 (小児科)	皮膚科		19 (日)	内科	外科	
8	4 (日)	内科 (小児科)	外科	3	26 (日)	内科	皮膚科	
	11 (日)	内科	皮膚科		2 (日)	内科	耳鼻科	
	12 (祝)	内科	外科		9 (日)	内科	外科	
	14 (盆)	内科	外科		11 (祝)	内科	眼科	
	15 (盆)	内科	外科		16 (日)	内科	外科	
	18 (日)	内科	耳鼻科		23 (日)	内科	皮膚科	
	25 (日)	内科 (小児科)	外科		24 (祝)	内科	外科	
9	1 (日)	内科	外科	3	1 (日)	内科	耳鼻科	
	8 (日)	内科	耳鼻科		8 (日)	内科 (小児科)	外科	
	15 (日)	内科	眼科		15 (日)	内科 (小児科)	外科	
	16 (祝)	内科	外科		20 (祝)	内科	外科	
	22 (日)	内科	外科		22 (日)	内科	眼科	
	23 (祝)	内科	皮膚科		29 (日)	内科	外科	
29 (日)	内科 (小児科)	耳鼻科						

## 2 診療時間

午前9時から午後5時まで

(受付時間 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分)

## 3 運営体制

- 医師 : 内科系1名、外科系1名
- 薬剤師 : 通常1名 (年末年始 2名)
- 看護師 : 通常2名 (年末年始 3名)
- 受付事務 : 通常1名 (ゴールデンウィーク、盆、冬期 2名)

## 4 予算

### 【収入】

区 分	金額 (円)	備 考
診療報酬	23,100,000	
診断書等手数料	10,000	
合計	23,110,000	

### 【支出】

区 分	金額 (円)	備 考
報酬	36,000	運営協議会委員
報償費	2,734,000	看護師
需用費	4,040,000	
消耗品費	135,000	事務用品
燃料費	25,000	ガス代
印刷製本費	60,000	問診票・薬袋
医薬材料費	3,820,000	医療器具・医薬品
役務費	263,000	
手数料	185,000	クリーニング代 (シーツ等)、はかり検定料
賠償責任保険料	78,000	賠償責任保険料
委託料	21,714,000	医師会、薬剤師会、受付・請求事務等
使用料及び賃借料	127,000	
使用料	26,000	NHK 受信料
借上料	101,000	複写機、AED、自動車借上料
合計	28,914,000	

休日診療所状況一覧

2019/7/30 12:08

月日	診療日数	診療人数			性別		年齢別				来院救急車	二次搬送	患者住所区分										市外別掲		
		内科	外科	計	男	女	小児(15歳以下)		70歳以上	一般年齢			室積	光井	島田	三井	上島田	周防	浅江	大和	牛島	市外	下松	周南	
							6歳以下	6歳以下																	
H31.4.7	日	10	6	16	8	8		1	1	2	13		1	3	3			1		3	2		4		1
H31.4.14	日	17	4	21	7	14	2	1		6	13			4	5	1	2	1		3	3	1	1		
H31.4.21	日	11	7	18	7	11	1		2	1	3	12	1	1	3	2	1	1		7	1		2		
H31.4.28	日	36	10	46	14	32	21	15		3	22			9	7	2	4	6		9	2		7	1	
H31.4.29	祝	20	25	45	18	27			15	11	9	21		7	1	5	7	2		11	2		10	1	1
H31.4.30	祝	55	14	69	35	34	27	21	1	1	12	29		11	6	5	3	5	3	15	3		18	1	2
4月計	6	149	66	215	89	126	51	37	19	14	35	110	2	35	25	15	17	16	3	48	13	1	42	3	4
R1.5.1	祝	32	11	43	15	28	8	3	2	1	11	22		9	9	3	4		1	9	4		4		
R1.5.2	祝	50	13	63	34	29	24	16	3	1	14	22	1	12	6	1	3	2		8	9		22	3	4
R1.5.3	祝	36	19	55	22	33	7	1	5	2	8	35		9	7		1	2	3	11	5		17	1	1
R1.5.4	祝	24	28	52	26	26			8	2	15	29	3	11	8	4	4	2	1	8	5		9	1	1
R1.5.5	祝	40	13	53	22	31	8	4	3	2	18	24		6	8	2	3	6	3	9	10		6		
R1.5.6	祝	24	27	51	27	24	1		11	6	5	34		5	10	3	3			12	3		15	1	4
R1.5.12	日	12	4	16	11	5	4	3	1	1	4	7		2	4	2		1	1	3	2		1		1
R1.5.19	日	11	8	19	10	9	2	2	2		6	9	1	6			2	2		6	1		2		
R1.5.26	日	15	12	27	10	17	14	12			4	9	2	3	3	1				5	4		11	3	3
5月計	9	244	135	379	177	202	68	41	35	15	85	191	6	63	55	16	20	15	9	71	43		87	9	14
R1.6.2	日	16	7	23	11	12	7	6	2	1	7	7		5	2	1	3	1	1	3	2		5		1
R1.6.9	日	7	14	21	9	12			6	2	5	10		3	4		2		3	3	2		4		
R1.6.16	日	6	10	16	8	8	2	2	4	2	1	9		5	2		3	1		2	2		1		
R1.6.23	日	9	8	17	11	6	2	1	1	1	4	10		2	3		1	2		4	3		2		1
R1.6.30	日	12	2	14	4	10	4	1			3	7		3		2	3	1	1	2	1		1		
6月計	5	50	41	91	43	48	15	10	13	6	20	43	9	18	11	3	12	5	5	14	10		13		2

○光市休日診療所条例

平成16年10月4日

条例第116号

改正 平成18年3月30日条例第17号

平成20年3月27日条例第18号

平成25年4月1日条例第40号

平成25年12月27日条例第65号

平成26年3月28日条例第9号

(設置)

第1条 休日等における急病患者に対し、応急的な診療を行うため、医療法(昭和23年法律第205号)に定める診療所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 光市休日診療所
- (2) 位置 光市光井二丁目2番1号

(診療科目)

第3条 光市休日診療所(以下「休日診療所」という。)の診療科目は、内科及び外科とする。

(診療日、診療時間等)

第4条 休日診療所の診療日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日、8月14日、同月15日及び12月31日

2 休日診療所の診療時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 休日診療所では、往診は、行わないものとする。

(使用料の徴収)

第5条 市長は、休日診療所において診療を受けた者から使用料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する使用料の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額とする。

(手数料の徴収)

第6条 診断書及び証明書(以下「診断書等」という。)の交付を受ける者は、手数料を納入しなければならない。

2 前項の手数料の額は、次に掲げる金額とする。

区分	種別	金額	
診断書料	普通診断書	1通につき1,080円	
	死亡診断書	1通につき1,080円	
	特別診断書	死体検案書	1通につき3,240円
		上記以外のもの	1通につき2,160円
証明書料	証明書	1通につき540円	

(使用料等の納入)

第7条 前2条に規定する使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)は、診療又は診断書等の交付の際に納入しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認める者に対しては、前項の規定にかかわらず、使用料等を後納させ、又は減額し、若しくは免除することができる。

(運営協議会)

第8条 休日診療所における、診療サービスの円滑かつ合理的な運営に関し必要な事項を調査審議するため、光市休日診療所運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の委員は、13人以内とし、市長が委嘱し、又は任命する。

(診療の委託)

第9条 休日診療所の診療を一般社団法人光市医師会に委託する。

(調剤等の委託)

第10条 休日診療所の医師の診療に伴う調剤、医薬品の管理等を一般社団法人山口県薬剤師会光支部に委託する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月4日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の光市休日診療所条例（平成12年光市条例第39号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第17号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第18号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第40号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第65号）

改正 平成26年3月28日条例第9号

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年光市条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、光市休日診療所条例（平成16年光市条例第116号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設等の管理)

第2条 光市休日診療所（以下「休日診療所」という。）の管理は、福祉保健部健康増進課が行うものとする。

(使用料等の後納及び減免申請)

第3条 条例第7条第2項の規定による使用料等の後納又は減免を受けようとする者は、休日診療所使用料等後納・減額・免除申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(協議会の職務)

第4条 条例第8条第1項に規定する光市休日診療所運営協議会（以下「協議会」という。）は、次の事項について調査審議を行う。

- (1) 休日診療所の運営方針に関すること。
- (2) 医療品の調整に関すること。
- (3) 診療サービスの実施、連絡調整等に関すること。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は、次に定めるものをもって構成する。

- (1) 光市医師会会長
- (2) 光市医師会に所属する医師（前号に定める者を除く。）
- (3) 山口県薬剤師会光支部長
- (4) 山口県薬剤師会光支部に所属する薬剤師（前号に定める者を除く。）
- (5) 山口県周南健康福祉センター所長
- (6) 光市老人クラブ連合会会長
- (7) 光地区消防組合消防長
- (8) 副市長
- (9) 病院局管理部長
- (10) 福祉保健部長
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項第2号の委員は、2人以上とする。

(協議会の会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、光市医師会会長をもって充てる。
- 3 副会長は、山口県薬剤師会光支部長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が随時招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部健康増進課において処理する。

(使用者の義務)

第9条 休日診療所を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為
- (2) 施設又は設備を損傷する行為
- (3) 他の使用者の妨げとなる行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、休日診療所の管理又は運営に支障を及ぼす行為

(使用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、休日診療所の使用を制限することができる。

- (1) この規則に違反し、又は職員の指示に従わない者



(2) 休日診療所の管理又は運営上適当でないと認められる者

(損害の賠償)

第11条 使用者は、休日診療所の施設、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の光市休日診療所条例施行規則（平成12年光市規則第34号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年規則第7号）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行後、協議会の最初の会議は、市長が招集する。

附 則（平成31年規則第24号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月24日から施行する。

別記様式(第3条関係)

休日診療所使用料等後納・減額・免除申請書

年 月 日

光市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話



光市休日診療所条例施行規則第3条の規定により、次のとおり使用料等の後納・減額・免除を申請します。

受診者	氏名		男・女	生年月日	年 月 日
	住所		職業		
診療科			傷病名		診療年月日
内科・外科					年 月 日
担当医師名					
使用料の額					円
手数料の額					円
後納・減額・免除申請の額					円
後納・減額・免除申請の理由					

(設置)

第1条 光市休日診療所において医療業務の遂行中に発生した事故（以下「医療事故」という。）について調査を行うため、光市休日診療所医療事故調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査会は、医療事故の発生に際し、市長の要請に応じ、当該事例について医学的な見地から調査を行い、市長に報告する。

(組織)

第3条 調査会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に定める者で構成し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 副市長
- (2) 山口県周南健康福祉センター所長
- (3) 光市医師会会長
- (4) 光市医師会担当理事
- (5) 山口県薬剤師会光支部長
- (6) 福祉保健部長
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員は、当該健康被害に係る調査結果の報告が完了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 調査会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(調査の請求)

第5条 市長は、医療事故が発生したときは、調査会の調査に付さなければならない。

(会議)

第6条 調査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が存在しないときの会議は、市長が招集することができる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の招集は、緊急を要する場合を除き、開催の場所、日時及び会議に付すべき事項を委員長からあらかじめ委員に通知して行うものとする。

4 会議の議長は、委員長をもって充てる。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 やむを得ない理由により出席できない委員は、事前に委員長の許可を得て代理人を出席させることができる。

7 会議は非公開とする。

(報告)

第7条 委員長は、会議における議事の経過及び結果並びにその理由を記載した報告書を市長に提出するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(庶務)

第9条 調査会の庶務は、福祉保健部健康増進課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年光市条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

# 平成30年救急出動状況

平成30年1月1日～平成30年12月31日

光地区消防組合消防本部

# 平成30年救急出動状況

光地区消防組合消防本部

## ① 過去5年間の救急出動件数及び搬送人員数

光市

年 件数 人員	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出動件数(件)	2,403	2,484	2,538	2,624	2,679
搬送人員(人)	2,257	2,323	2,375	2,442	2,501

## ② 事故種別救急出動件数（前年比較）

(単位：件)

事故種別 年	火 災	自然 災害 事故	水難 事故	交通 事故	労働 災害 事故	運動 競技 事故	一般 負傷	加 害	自損 行為	急 病	その他				合計
											転院 搬送	医師 等搬 送	資器 材輸 送	その他	
平成30年	2		2	129	52	23	356	5	13	1,683	403			11	2,679
平成29年	2			184	49	22	358	5	15	1,573	400			16	2,624
前年比	0		2	-55	3	1	-2	0	-2	110	3			-5	55

## ③ 光市及び全国の事故種別救急出動件数割合

年 事故種別	急病	交通事故	一般負傷	左記以外
平成30年（光市）	62.8%	4.8%	13.3%	19.1%
平成30年（全国）	65.3%	7.4%	15.3%	12.0%

※端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合があります。

## ④ 事故種別救急搬送人員数（前年比較）

(単位：人)

事故種別 年	火 災	自然 災害 事故	水難 事故	交通 事故	労働 災害 事故	運動 競技 事故	一般 負傷	加 害	自損 行為	急 病	その他				合計
											転院 搬送	医師 等搬 送	資器 材輸 送	その他	
平成30年			1	117	51	23	330	2	8	1,565	403			1	2,501
平成29年	2			162	47	22	345	4	9	1,453	398				2,442
前年比	-2		1	-45	4	1	-15	-2	-1	112	5			1	59

⑤ 年齢区分別傷病程度別救急搬送人員数及び割合

平成30年中（単位：人）

年齢区分		傷病程度									
		死亡		重症		中等症		軽症		合計	
年齢区分	新生児			2	0.1%	11	0.4%			13	0.5%
	乳幼児			1	0.0%	4	0.2%	63	2.5%	68	2.7%
	少年			1	0.0%	13	0.5%	63	2.5%	77	3.1%
	成人	3	0.1%	11	0.4%	165	6.6%	405	16.2%	584	23.4%
	高齢者	36	1.4%	72	2.9%	726	29.0%	925	37.0%	1,759	70.3%
	合計	39	1.6%	87	3.5%	919	36.7%	1,456	58.2%	2,501	100%

※端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合があります。

※傷病程度 死亡：初診時において死亡が確認されたもの 重症：3週間以上の入院加療を要するもの 中等症：入院を必要とするが重症に至らないもの 軽症：入院を必要としないもの その他：医師の診断が無いものなど
--

※年齢区分 新生児：生後28日未満 乳幼児：生後28日以上満7歳未満 少年：満7歳以上満18歳未満 成人：満18歳以上満65歳未満 高齢者：満65歳以上
---

⑥ 光市及び全国の年齢区分別傷病程度別救急搬送人員割合

年	年齢区分 傷病程度	年齢区分					傷病程度				
		新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	死亡	重症	中等症	軽症	その他
平成30年（光市）		0.5%	2.7%	3.1%	23.4%	70.3%	1.6%	3.5%	36.7%	58.2%	
平成30年（全国）		0.2%	4.5%	3.5%	32.5%	59.4%	1.3%	8.1%	41.7%	48.8%	0.1%

※端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合があります。

⑦ 傷病程度別年齢区分別事故種別救急搬送人員数及び割合

平成30年中（単位：人）

傷病程度・年齢区分		事故種別										
		急病		交通事故			一般負傷		左記以外		合計	
傷病程度	死亡	35	1.4%	1	0.0%	1	0.0%	2	0.1%	39	1.6%	
	重症	46	1.8%	3	0.1%	9	0.4%	29	1.2%	87	3.5%	
	中等症	466	18.6%	8	0.3%	92	3.7%	353	14.1%	919	36.7%	
	軽症	1,018	40.7%	105	4.2%	228	9.1%	105	4.2%	1,456	58.2%	
年齢区分	新生児							13	0.5%	13	0.5%	
	乳幼児	49	2.0%			18	0.7%	1	0.0%	68	2.7%	
	少年	37	1.5%	18	0.7%	4	0.2%	18	0.7%	77	3.1%	
	成人	339	13.6%	63	2.5%	38	1.5%	144	5.8%	584	23.4%	
	高齢者	1,140	45.6%	36	1.4%	270	10.8%	313	12.5%	1,759	70.3%	
合計		1,565	62.6%	117	4.7%	330	13.2%	489	19.6%	2,501	100%	

※端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合があります。

⑧ 曜日別救急搬送状況

平成30年中

人員 問合回数等	曜日別	日	月	火	水	木	金	土
搬送人員 (単位:人)		309	372	388	328	407	364	333
	うち軽症 (割合)	69.9%	57.0%	56.7%	53.7%	57.5%	56.3%	58.0%
病院問合平均回数 (単位:回)		1.7	1.4	1.3	1.4	1.4	1.3	1.6
入電から病院収容 平均所要時間 (単位:分)		41.8	37.5	37.0	37.4	38.3	38.1	40.1

※端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合があります。

⑨ 光市休日診療所への搬送状況

覚知日時	性別	年齢	程度	事故種別	発生場所
平成30年1月8日(月) 9:35	男	60	軽症	急病	周南市(熊毛地域)
平成30年3月18日(日) 11:34	女	78	軽症	急病	光市
平成30年5月5日(土) 13:35	男	75	軽症	急病	光市

⑩ 光市休日診療所からの転院搬送状況

覚知日時	性別	年齢	程度	搬送先
平成30年3月21日(水) 15:12	男	66	中等症	光総合病院
平成30年4月1日(日) 14:26	女	75	軽症	徳山中央病院
平成30年4月30日(月) 12:54	女	82	中等症	徳山中央病院
平成30年5月3日(木) 16:16	女	43	中等症	光総合病院
平成30年5月13日(日) 14:16	男	10	中等症	光総合病院
平成30年7月15日(日) 14:41	男	73	中等症	岩国医療センター
平成30年9月16日(日) 16:01	女	34	中等症	徳山中央病院